

2 日 時 平成 16 年 7 月 14 日 午前 10 時 30 分

熊本県選挙管理委員会告示第 52 号

平成 16 年 7 月 11 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成 16 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
 - ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら同法 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内

熊本県選挙管理委員会告示第 53 号

平成 16 年 7 月 11 日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示をする場合の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 16 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 16 年 6 月 24 日 午後 6 時

熊本県選挙管理委員会告示第 54 号

平成 16 年 7 月 11 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 16 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 16 年 6 月 24 日 午後 6 時 30 分

熊本県選挙管理委員会告示第 55 号

平成 16 年 7 月 11 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 16 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 16 年 6 月 25 日 午後 5 時 30 分